

<別紙2>

学内規則原議書決裁について

学内規則の制定改廃については、関係審議機関等の必要な了承を得た後、次のルートにより決裁をとることとする。

※事務局長以外の担当部局長があるときは、ここに加える。

- 学則・規則…… 担当課で起案→ 担当部課長→
総務課合議（総務係，総務課長代理，総務課長）→
事務局長→担当理事→学長決裁（制定）→監事

- 規程・校則……担当課で起案→ 担当部課長→（担当部局長（※））→
総務課合議（総務係，総務課長代理，総務課長）→
事務局長→担当理事→学長決裁（制定）→監事

- 細則…………… 担当課で起案→ 担当部課長→（担当部局長（※））→
総務課合議（総務係，総務課長代理，総務課長）→
事務局長→担当理事→学長決裁（制定）→監事

- 要項以下 …… 担当課で起案→ 担当部課長→（担当部局長（※））→
総務課合議（総務係，総務課長代理，総務課長）→
事務局長→担当理事決裁（学長名で制定）→監事